

令和6年度 江南区まるごとプロモーション事業における官民連携事業実施要領

1 目的

この要領は、江南区（以下、「区」という。）の農産物を使用した商品開発や、区の農産物を PR することを目的に実施する事業など、対象者が自主的・主体的かつ柔軟性や新しい発想を活かして実施する事業の提案を募集し、区と事業を提案する者（以下、「提案者」という。）とが協働・連携して行う事業について必要な事項を定めるものとする。

2 対象者・対象事業等について

(1) 対象者

事業の提案をすることができるのは、区内に主たる活動拠点を有する農家、農業法人、企業、団体等で、次の①～⑥すべてに該当するものとする。

- ①事業の実施から実績報告まで当年度内に遅滞なく履行できること
- ②宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者でないこと
- ③政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者でないこと
- ④特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者でないこと
- ⑤暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと
- ⑥暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある者でないこと

(2) 対象事業

対象となる事業は、令和6年度中に実施し、区の農産物を使用した商品開発または区の農産物を PR することを目的に実施する事業であって、次の①～⑥すべてに該当するものとする。

- ①課題の解決や活性化のために必要とされている事業
- ②協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- ③提案者がこれまで行ってきた既存事業の内容をそのまま実施するのではなく、先進性・先駆性等工夫やアイデアがあり、改善を含む新しい視点からの取り組みである事業
- ④新しい生活様式での実施を前提とした事業で、提案者が実施することが可能である事業
- ⑤予算の見積もり等が適正である事業
- ⑥具体的な効果や成果が期待できる事業

ただし、次に該当するものは対象外とする。

- ・当該事業が新潟市若しくは他の公共団体又はこれらが出捐又は出資する団体が行う財政的支援を受けているもの又は申請しているもの
- ・公序良俗に反するなど適当でないと認められるもの

- ・政策等の提案又は政策立案のための調査などを目的とするもの
- ・学術的な研究を目的とするもの
- ・事業実施を伴わない調査を目的とするもの
- ・施設等の建設及び機械等の整備を目的とするもの
- ・地区住民の交流行事等の親睦的なもの

(3) 事業期間

事業期間は、単年度とする。

3 応募書類の提出

応募書類の提出に関する手続きは、以下のとおりとする。

(1) 応募書類の提出

①受付期間 令和6年5月7日(火)～令和6年5月31日(金)午後5時(土日祝日を除く)
※上記の期間以降は、随時受付とする。

②提出方法 必要書類を整え「9 問い合わせ先等」に郵送もしくは直接持参すること

③提出書類

- ・江南区まるごとプロモーション事業における官民連携事業提案書(様式1号) 8部
- ・事業計画書(様式2号) 8部
- ・収支予算書(様式3号) 8部
- ・提案者の概要に関する調書 8部
(個人の場合は様式4-1号, 法人・企業・団体等の場合は様式4-2号)
- ・法人・企業・団体等の定款, 規則, 会則等(個人の場合は不要) 1部
- ・その他事業に関する資料 8部

(2) 提出書類の作成にあたっての留意事項

- ・提案内容は文書での表現を原則とするが, 提案者の考えを示すために必要な場合は, 視覚的表現の使用を認める。
- ・提案内容は, 分かりやすい表現で簡潔に説明すること。また, 用語は統一すること。
- ・専門用語などを使用する場合は, 提案書の欄外や用語集を用いて分かりやすく説明すること。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合, 談合その他不正行為があった場合は失格とする。

(3) 提案書等の取扱い

- ・提案書提出後において, 提案書に記載された内容の変更は認めない。
- ・全ての提出物は返却しない。なお, 提出物は本市の文書規程等に基づき責任を持って管理・破棄する。
- ・提出物は, 「新潟市情報公開条例」に基づき公開請求により公開する可能性がある。従って, 公開請求により公開する可能性があるため, 企業秘密など, 公開することで提案者に不利益を与えるおそれのある情報を含まないよう留意すること。

4 審査日程等

	内容	日程（期限）
①	応募書類の提出	令和6年5月31日（水）午後5時まで
②	審査委員会	6月中旬～下旬（予定）（日時及び集合場所等は別途指定）
③	審査結果の通知	6月下旬（予定）

上記以降の審査については、採択・応募状況に応じて随時行う。

5 採択事業の決定

（1）審査の方法及び基準

「令和6年度 江南区まるごとプロモーション事業における官民連携事業の選定にかかる審査要領」（以下、「審査要領」という。）による。

（2）審査結果の公表等

審査結果は、参加者全てに書面で通知する。

6 事業の実施

実施が決定した事業については、提案者と区で新たに組織する実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が実施するものとする。なお、実行委員会については、原則として提案者が事務局を務めることとする。

7 事業に係る費用の負担

- ・区が負担する経費は、一事業当たり30万円を上限とする。ただし、上限額は減額する場合がある。
- ・区が負担する経費は、事業に直接必要とする経費とし、機械・施設の導入経費及び提案者の経常的な経費等は対象としないものとする。
- ・区が負担した事業経費から事業実施後の決算支出を差し引いた額に余剰金が発生した場合は、区への返還を求めるものとする。

8 その他

本事業を活用することができるのは、本事業により採択された回数が3回以内の事業のみとする。

9 問い合わせ先等

〒950-0195 新潟市江南区泉町3丁目4番5号

新潟市江南区役所産業振興課 農政グループ

TEL : 025-382-4816

FAX : 025-381-7090

E-mail : sangyo.k@city.niigata.lg.jp